経済産業省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号 29 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 07_産業振興

提案事項(事項名)

総合保養地域整備法第6条に規定する基本構想の変更及び廃止に係る手続の見直し

提案団体

宮城県、三重県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

総合保養地域整備法第6条の主務大臣同意要件の廃止

具体的な支障事例

総合保養地域整備法第5条に規定する都道府県の基本構想については、同法制定後30年を経た社会経済情勢の変化により、法制定時に想定された国民の潜在的需要等が既に意味を失っており、企業の開発についても人口減少社会の本格化等を踏まえ推進一辺倒の時代ではなくなっていることから、都道府県の実情に合わせた変更や廃止を含めた必要な措置を行うことが相当である。一方、国が基本構想の変更や廃止にあたって政策評価の実施等を行った上で同意するという仕組みを堅持しており、事務負担が極めて大きいために変更や廃止が進んでおらず、基本構想の存在自体が地域振興において国による一種の足枷となり、地方自治体の創意工夫による地域振興を阻害している側面がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

総合保養地域整備法については、地方分権改革の進展により、国の同意といった全体的な統制の下で制度運用する実務上の意義を既に失っている。整備済の総合保養地域の活用や廃止も含めたあり方については地方の意思決定に委ねるべく、国の同意や基本方針における手続を廃止し、報告徴収といった最低限の関与による機動的な運用を認めることで、地方が主体的に取り組む地域振興策の一層の推進が図られ、地域社会の持続的な発展に資することが期待される。

根拠法令等

総合保養地域整備法第4条、第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

白田田	、福岡県		
に りゅうしゅう しゅうしゅう しゅう	、油川乐		

経済産業省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理	番号	86	提案区分	A 権限移譲		提案分野	07_産業振興
提案事	耳(事	項名)					
	□小企第	等経営	強化法に基づ	〈経営革新計画の承	認権限の移詞	棄	
提案 <u>団</u>	体						
関	月西 広均	述連合					
制度の)所管・	関係府省	旨				
絽	E済産 第	美省					
求める	措置 <i>σ</i>)具体的	内容				
I '				の経営強化を図るた らものは、広域連合へ			法に基づく経営革新計画の承認権
具体 <u>的</u>	かな支障	章事例					
は 方 地 政	は個別中 すの二重 地方創生 対策の血	¬小企業 這行政とな こをより− と画・調整	者の主たる事 よっており、事 -層推進するた との実績を積み	務所の所在地が府り 業者にとっても利便り かには、地方ででき	見を跨ぐ場合! 生が損なわれ ることは地方 沓まえれば、P	こ国に権限が ている。 に任せるべき	同で作成した場合の代表者もしく 留保されていることにより国と地 きであり、設立から 10 年、あらゆる 執行に支障は生じないことから、
制度改	な正に。	よる効果	(提案の実現	見による住民の利値	更性の向上・	行政の効率	化等)
				地域での一体的、約]上が図られる。	総合的な事務	執行が可能と	たなり、地域の自立性が向上すると
根拠法	令等						
4	小企業	等経営	強化法第 14 组	条、第 15 条、第 66 <i>9</i>	条第1項		
追加共	 卡同提3	≷団体及	び当該団体等	等から示された支降	章事例(主な	(もの)	
_	_						
Γ_							

経済産業省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号 129 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 11_その他 提案事項(事項名) 地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止

提案団体

和歌山県

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

地方分権を妨げる各種計画の策定(国が地方に対する関与を維持しようと意図する努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付け廃止

具体的な支障事例

地方自治体における計画策定は、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に叶う効果的な手法である。

しかし、第1次地方分権改革後の平成 12 年頃から、法令によって地方に計画等の策定を求める規定が増え、地方分権改革が始まる直前の 157 件(平成4年)から 390 件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定が財政・税制上の優遇や規制緩和の条件・前提となっていたり、法律で国等の基本方針等に即することが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ソフトな規制」とも言えるものであり、自治体の自主性を損なうだけでなく、負担を増大させている。

こうした傾向は、第1次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようと意図し、「努力義務」 又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることによって地方を誘導しようとする手法に転換したものとも言える。

従って、国が地方に対する関与を維持しようと意図する計画の策定(努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付けは全て廃止し、国の計画の範囲において地方自治体が各々の判断で主体的に計画を策定できるようにすべきである。また、地方への資源配分のために計画が必要となるのであるならば、地方自治体に計画策定を求めるのではなく、国の計画においてその資源配分計画を記載し、地方自治体が実施する内容は地方に任せるべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体による主体的な計画策定が可能となる。

また、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方自治体自らの創意工夫に基づく計画的な手法による施策の実行が可能となる。

根	+ b⊓	:+	亼	华
小心	ייציו	• 775	т	₹

_

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、宮城県、高崎市、千葉県、柏市、川崎市、山梨県、半田市、京都市、城陽市、香川県、高知県、延岡市

_			

経済産業省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

131

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07 産業振興

提案事項(事項名)

地域環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)

提案団体

山形県、山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、上山市、村山市、天童市、尾花沢市、西川町、朝日町、大江町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、遊佐町

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

採石業において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう、採石法第33条の4を改正すること。

(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)

具体的な支障事例

豊富な伏流水が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。

採石法は産業振興のために昭和 25 年に制定された法律で、岩石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和 46 年の創設当時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。

採石業と一般公益との調整を図る公害等調整委員会は、自治体における岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、過去の裁定では、自治体が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないとの判断が示されている。

認可事務は自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来ないため、自治体は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況となっている。

環境保護への関心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、自治体が豊かな地域環境を積極的に保全していくためには、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

採石法を改正し、認可基準に「水資源・景観・環境の保護等に配慮した項目」を加える(もしくは、条例等により都道府県が認可基準を設定する)ことにより、自治体が地域の環境に応じて岩石採取計画の認可の可否を判断することが可能となり、水資源をはじめとする豊かな地域環境の保全や自然を資源とする地域振興に寄与することができる。

根拠法令等

採石法第33条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

長野県、宇和島市、大分県

〇採石法第33条の4の認可基準は抽象的であり、不認可について具体的に提示されることが望ましい。